

# 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、  
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、下の(1)～(3)の全てに該当する方  
⇒ **保険料の一部を減額**

## 【保険料が一部減額される具体的な要件】

### 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得(※)の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

**保険料の減免額** は、減免対象の保険料額 (A × B / C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

### (※)所得とは

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

ご自身が減免の対象になるかについては、裏面のお住いの市町にお問合わせください。

# 【保険料が一部減額される具体的な要件】

## 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること



### 所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

**保険料の減免額** は、減免対象の保険料額 (A × B / C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

### 減免対象の保険料額 (A × B / C)

A : 75歳以上の方の令和2年度保険料額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額

C : 世帯の令和元年の所得の合計額 (※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

### 所得の合計額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和元年における

所得の合計額について、

300万円以下の場合	: 全部 (10分の10)
400万円以下の場合	: 10分の8
550万円以下の場合	: 10分の6
750万円以下の場合	: 10分の4
1,000万円以下の場合	: 10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

### 減免額の計算例 (75歳以上の夫婦世帯)

【令和元年の所得】 ※保険料額は全国平均を基にした一例です。

夫	給与所得	100万円 (給与収入170万円に相当)	}	所得の合計額 (C) = 180万円
	年金所得	70万円 (年金収入190万円に相当)		
	→令和2年度保険料額	17万円		
妻	給与所得	なし	}	
	年金所得	10万円 (年金収入130万円に相当)		
	→令和2年度保険料額	5万円		

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

### 【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額
夫の保険料について、	17万円	× (100万円/180万円)	× 10分の10	= 約9万円
妻の保険料について、	5万円	× (100万円/180万円)	× 10分の10	= 約3万円

※令和元年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部 (10分の10) が免除。

(合計) **約12万円**

## 内容に関するお問合せはこちらまで

香川県後期高齢者医療広域連合 (087-811-866) または

お住まいの市町の担当窓口まで

○高松市 国保・高齢者医療課

(087-839-2315)

○丸亀市 保険課

(0877-24-8842)

○坂出市 けんこう課

(0877-44-5006)

○善通寺市 保健課

(0877-63-6308)

○観音寺市 健康増進課

(0875-23-3927)

○さぬき市 国保・健康課

(0879-26-9007)

○東かがわ市 保健課

(0879-26-1229)

○三豊市 健康課

(0875-73-3014)

○土庄町 健康福祉課

(0879-62-7002)

○小豆島町 健康づくり福祉課

(0879-82-7038)

○三木町 住民健康課

(087-891-3303)

○直島町 住民福祉課

(087-892-2223)

○宇多津町 健康増進課

(0877-49-8001)

○綾川町 保険年金課

(087-876-1593)

○琴平町 子ども・保健課

(0877-75-6705)

○多度津町 高齢者保険課

(0877-33-4480)

○まんのう町 福祉保険課

(0877-73-0124)